

愛西市の工業用地への 進出を支援します！

○愛西市企業立地促進条例に基づく3つの奨励措置

「立地促進奨励金」・「雇用促進奨励金」・「建物賃借型雇用促進奨励金」

- ・愛西市では、指定区域での企業の立地促進並びに企業による市民の雇用機会の創出及び雇用の維持を図るため、上記の奨励措置により、企業様の事業活動を支援します。

| | 立地促進奨励金 | 雇用促進奨励金 | 建物賃借型雇用促進奨励金 |
|------|--|---|---|
| 対象者 | 市内の指定区域※ ¹ において、事業所の新設※ ² 又は開設※ ³ を行う企業 | | |
| 対象事業 | (1) 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類 E—製造業に属するもの (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務に属するもの | | |
| 交付要件 | (1) 指定区域において事業所の新設を行うもの (2) 土地の取得日から3年以内に操業を開始するもの | (1) 立地促進奨励金の交付を受けるもの (2) 新規常用従業員※ ⁴ を雇用基準日※ ⁵ まで継続して雇用したもの | (1) 事業所の開設から3年以内に操業を開始するもの (2) 新規常用従業員※ ⁴ を雇用基準日※ ⁵ まで継続して雇用したもの |
| 交付額 | 事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税が最初に課されることとなった年度から3年間における各年度の固定資産税（家屋及び償却資産に課するものをいう。）に相当する額 | (1) 新規常用従業員のうち、雇用基準日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 | (1) 新規常用従業員のうち、雇用基準日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額 |
| 限度額 | 限度額なし | (1)、(2)各1, 200万円 | (1)、(2)各1, 200万円 |
| 交付時期 | 上記固定資産税納付の翌年度に交付 | (1) 交付決定通知のあった年度に交付 (2) 交付決定通知のあった年度に交付 | (1) 交付決定通知のあった年度に交付 (2) 交付決定通知のあった年度に交付 |

※1 工業系の地区計画が定められた区域をいう。

※2 土地の売買又は賃貸借契約により引渡しを受けた土地に、企業が新たに事業所を建築することをいう。

※3 企業が事業所を賃借し、その引渡しを受けることをいう。

※4 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）のうち、土地の取得日（事業所を新設するための土地の売買又は賃貸借契約により、企業が土地の引渡しを受けた日）又は開設の日から事業所の操業日を6月経過した日までに新たに事業所の常用従業員となった者（常用従業員となった日から継続して市内に住所を有する者に限る。）をいう。

※5 事業所の操業日を6月経過した日から起算して1年を経過した日をいう。

(注) 操業から5年以内に事業を廃止等した場合、奨励金返還の対象となることがあります。